

11 番

市会に少し私の意向を述べたい。誤解を恐れぬように
思いたい。私は信を伺う。信を伺うのは、
その意の意味が言いたい人にもあり得る。

市会に今の私の発言、或は態度、或は言つたこと
の何れが私の意見の中より、私はそれを確認し
たいと言ふことである。

これは議会の信を伺ふ。議会が意見を伺ふ
と云ふ場合は、これは当然検討される(よう)。

しかし、今の私の市会の態度、私はおぼろしい。今
うたがはるれば、この合併、大きな事業は自分の命
自分の地位、厳然と云つた人にも、この問題は
解決しないといふこと、これも考慮に入れたい。

これは私の大事業をすれば、相手も輸入しないとい
ふ。合併しないといふ。一応、これはおぼろしいといふ

ことであるならば、直時清市会も又一人だといふ
こと。これは今私の市会発言の中からは、

知り得ない。一応、これを確認したいといふこと
あり得る。おぼろしいといふのは、私の

おぼろしい。期待は、それが果して立派な人だとい
ふことである。今確認したいといふことあり得る。

市会

それら合併は必要だといふことあり得る。

11 番

と云ふことは、今の私の発言は、これはおぼろしいとい
ふことである。私の一歩、心算は、これは、今の

迎にありてはあり得ず。市史は私に前日之電性
 が有る也。例之にどう言う事業をすべしとも、多
 数の意見を尊重し、自ら自分が打ち出した事業
 者訂事業にても、或は其の外に土木事業にても
 あり、此れらの反対者があつたにても大衆の利益
 を守る立場からすべし。当然思いがたつ決断
 を述べ、勇気をもつ、私は執行すべきだと言
 ふべし。此の指摘は命令がございませう。
 此れは市史の一人も反対者があつた、模範
 だらう。言うべきをいひつたこともございませ
 う。今この案のありかたの事業を進めよう
 かと、私はしつかりと市史は腹をすていからう
 といふ、その人と言ふは、考へておつた案にござ
 いませう。同時に合併促進協の中にも、或は其の
 外の協議会の中にも、要はこの事業を進めよう
 かと、市史の意思の問題だと、腹をすて
 と言ふは、再々指摘をせしめたいあり
 ませう。その時市史は合併の形式にこだわらな
 いと。合併後は、吸収にあつて、或は対等にあ
 つてとある。今この、変更はあり、だから訂案
 にあつて、吸収にあつても、市史の初意
 の、其の三人だと言ふのは、いさしり皆人の
 前を表明しおつたのありませう。今から
 此れだけの覚悟があつたらう、これは市史
 はすばらしいと、言うべきに、非常に尊敬、もし
 7月1日だと言ふは、残りの任期を犠
 牲に、今も、この大事業は三人だと言ふのは、
 其の覚悟に對し、いさか市史は敬意を著す
 案にありませう。此れは、今も、又、此れが

腰を据えたいと解らぬは、第一市会の方の一貫性、意志がわがやらず、いつの間にかくずれて行く。急ぐ様は不安がある訳であり得る。
第一市会の問題を何と云うか、大に私は確認をしてく訳であり得る。第一迎にこの意思は受けぬ訳あり得る。

市 会

問題の第一は合併の形式にとらわれぬこと、第一に申し上げておく訳あり得る。第一、第一に信を問ふこと、第一に信を問ふこと、第一に信を問ふこと。

// 審

信の問題はあり得る。第一、第一に審議してく訳あり得る。

市 会

第一に我々の問題の第一は、合併の必要を問ふこと、第一に我々の問題の第一は、合併の必要を問ふこと。

// 審

合併の第一は、第一に我々の問題の第一は、合併の必要を問ふこと、第一に我々の問題の第一は、合併の必要を問ふこと。第一に我々の問題の第一は、合併の必要を問ふこと、第一に我々の問題の第一は、合併の必要を問ふこと。

税務報告

希望は10%目標を以てございませう。その
 の場合どうもよくお30と申しました。去年度の例
 では、この5月末現在の件数を以てございませ
 う。その場合、前年度の5月末現在の徴収率と比
 べると、前年度より30%以上
 少ない。これは今年度のことで、後いくと
 不足である。その結果は本年度の年
 間の人件と、その集計は17%とございませう。
 (聴取不能)

19 番

これは53(1)です。

税務報告

理年度、過年度、滞納分というふうな3つに分
 けてございませう。そのうち、2月末現在の
 59.20%です。この滞納率に対する徴収率は

19 番

これは34%です。これは平均年率です。2月
 末現在の滞納率は47%です。次の3期分の
 滞納率は47%です。4月15日までの滞納率は
 その結果は40.80%が未徴収だと言います。こ
 の滞納率は47%です。これは完全に消化された
 の目標を以てございませう。その結果は40.80%と
 ございませう。

税務課長

これについては、是非努力をしよう。100%徴収
を言う努力をしようと思っております。

19 番

これに対する啓蒙活動は、それがどう言う
標の方法をしようかといふことがありやしないか
と聞かされて思っております。

税務課長

これについては、個々にどうもいえない。例
えば行政事務連絡の場合には、そういふ
いはない。自治会長の人方が協力を得たり
するの方法をどうもいえない。

19 番

あつては、自治会長の人々と
事務委託を言う形は、市民税の徴収を依頼
するの事だといふ。自治会長の人十分
説明は、これはいない。解りた人だといふ市民
のしやうだが、その場合には、先程も
自治会長の申からは、市民相談室もあつた。設
置する人だといふ。聞かされた。自治会
のしやう。その理解が行かぬといふ場合は、
自治会長の申からは、課税といふ。その
区は、我々相談室に、その事だといふ。課税
がある。一応は、その説明を、自治会
長が、市民が要求するならば、その事だ
といふ。

税務課長

1日のごさひです。

19 番

課長といたす中、ごさひの内申した税務
の内申中、ごさひの内申した。自治会、或
は支部がごさひ。1日ごさひを十分市民に説得
してごさひを内申した。御解を内申中。出来ると考へて
知りませう。

税務課長

ごさひの難しい問題をごさひです。中味は
十分説得。行なわれるごさひの中にも、又ははごさ
ひの支部さんごさひ。ごさひとごさひごさひ考へませう。

19 番

ごさひから申しごさひの内申。関係課の職員
の場合ごさひ。毎日の業務ごさひ。ごさひ
ごさひ。十分税務の係長ごさひ。ごさひ
ごさひ。ごさひ御解ごさひごさひごさひごさひ
ごさひ。ごさひ自治会ごさひ。ごさひ自治会
或は支部の方ごさひ。毎日の業務ごさひ。ごさひ
ごさひ。ごさひ。外ごさひごさひごさひごさひ
ごさひ。ごさひごさひ。1日ごさひごさひごさひ
ごさひ。ごさひ。今後ごさひの係長ごさひごさひ
ごさひ。ごさひ。同じ係長ごさひごさひ。ごさひ。
同じ御解ごさひごさひごさひごさひごさひ。

議 長

再開の日は(午後5時3分)

議 長

時間を少し延ばし、高潔明瞭に
お話し願います。

議 長

次は7番の(2)の那細分地料について、その(3)の市長の政策とその成果について、質問を許します。

7 番

(2)の那細分地料について、その問題に対しては、単用地地帯は非常に中心を持っており、その意向を伺います。御答弁をお願い致します。単用地内の臨時土地調査によります。坪数の変動が大きいと思いますが、その確定はどの様に伺いますか。

税務課長

お答えします。これは単用地の新制度がまだ認定されないので、今のところは変動が大きいと思います。

8 番

各個人開覧は2-3年前ぐらいに終了したかと
思います。

をいふ称はす。軍の方で御座全体が完了しない限り、この認めを款にはのぞくと言ふ称はす。すなわち認めをいふの事と思ひます。

乙 番

これは登記所に於いてはすなわち確定地種は旧地種のみならず。

新設に於いてはす。すなわち確定はこれのみと言ふ称はす。若し地種の確定がある。地種の変動が生じた場合は、今より償還料。その旨義務はとてあり得る。坪数が多しの場合にはわ

固定資産調査

軍用地の地種の変動が生じ、又その地種が多くなつた場合に於いてはす。これは土地調査とは別なり。例としてその誤謬訂正。分割とかがあつてと思ひます。しかしその言つた場合は、あらかじめ軍のD.Eの認可を乞ふ。訂正する称はす。すなわちあり得る。軍のD.Eが認可すれば、それ等のリストを訂正した地籍をそれぞれに交換せしむる事とす。すなわちあり得る。

乙 番

これは軍が認めれば、その旨はす。すなわち人なり。すなわち坪数の誤差、那細分地籍の關係はどの様に於ける關係なり。その中の個人に於ては地種が多くなつた場合、当然その合併請求の権利が生じる事なり。

固定資産評価率

昭和23年4月1日現在、公簿上の登記簿上の坪数は、実態上の坪数より多くなる。

8 番

いや、そのとおりです。恒久的に不況で、土地相場が下がっています。坪数が同じでも、登記簿上の坪数と恒久的に認められた坪数、その坪数が同じでも、軍用地料は異なる場合があります。今でも相違がある場合があります。それと市の非細分地量、その間の関係は、そのとおりです。

固定資産評価率

それは関係するとは思います。例として申すとすれば、軍の非細分地料と違うとは思います。例として、小学校の敷地です。それより各人各人の所有土地を全部のたて、その土地番の数は全部のたて、その残ったものが、非細分地料だと違うとは思います。勿論地番を付した各人の所有者の土地がそれだけの地積が多くなるかと言うことはありません。その非細分地料は少なくなるかと思っております。

8 番

昭和23年5月1日現在、個人の土地が軍用地内になる。その坪数が発生した訳です。その場合は、市の支払う義務があります。非細分地料から支払う義務があります。

はならず。この無地番との関係は別の人から、
物々土地の関係者からより整理される問題と
あり得る。此の言はるべきなり。

8 番

この軍用地関係は、現在新聞の通りと
思ふべきであり得る。詳細な地料のことは、
この中の国の費用である。此の言はるべきは
あるいは果たぬべきなり。此の言はるべきは
この言はるべきなり。此の言はるべきは
現在の琉球の布令から大場合に入らず。此の
言はるべきは、この市町村の中心
市町村の責任に於て、此の言はるべきは
この言はるべき。

9 従

無地番地料の市町村に、この地料の
支払はるべきは、此の言はるべきは
大場合、無地番地料に相当する土地から
新しい権利者が大場合、当然市の地料を
支払はるべきは、此の言はるべきは、
此の言はるべきは、勿論市の方が支払は
るべきは、此の言はるべきは、当然支払は
るべきは、従後の無地番地料の問題
は、此の言はるべきは、本土の場合、此の言はるべきは
現在の、此の言はるべきは、無地番地料と
言はるべきは、当然無地番地料と
言はるべきは、同の所有
は、此の言はるべきは、地料を支払うと
言はるべきは、此の言はるべきは、本土に
は、此の言はるべきは、此の言はるべきは

埋立の問題に初めは、去る9月の特別会
 の中でも一部は部分的に埋立を、埋立権
 を確保するといふことを申し上げたから、10月
 の議案にこの款を設けた。議案の目的
 として、一応その問題をこのため銀行との
 借入れの相談、或は政府との交渉を行うう
 ち、實際に本議案に提案するに、その
 前はその問題に対する話し合いをする余裕が
 ないから設けた。

8 番

10月15日から一応のやりかた市民に対して公
 的にお知らせは、その実現に努力すべきと思
 います。先ず私の心がさう感ずることは、9月
 以来、議会においてその条件に付いて、大さな
 事業を成すに、全然のわが市長が就任
 当時掲げた方針が、主として、もう少し
 当時、我々のために、それから、仕事
 を考へて、頂いて市民の問題に、大さな
 大さな期待を持って、この款を設けたが
 して、今の形に、実は、公的
 が、案の机上に、おいて、その
 の形に、今役のや、頂いて、思
 います。

次に、この問題に、諸般の報告の
 中にも、設けたが、又、議案も9月にも取り上
 げられたり、市場改革の問題、業者と懇談
 会を持つて、その諸般の報告に、あり、
 もう少し、その形に、改革の問題に、市長
 の形を、考へ、おいて、おいて、おいて、
 います。

本 次

市場の問題にのぞいては、一般商工組合課
 長に付いて、ある程度設計の準備とが、研究
 方法にのぞいて、検討を進めておいたことが
 あり、ある程度設計を進めておいたことが
 市場の方で話し合っていることは、二つに
 分けて、市場として、どうも駐車場が重要
 と、駐車場がどうあるか建築する必要がある
 と、二つに分けて、強くないわけには、駐車場を
 どうあるか方がいっているわけは、市場の方
 から、市場全体の下は全部駐車場にする
 中二階に、その上に市場を、どうする
 相当の設備があるわけ、駐車場の問題に
 して、どうも考え方は、設備が、一般、
 採用された人、実際に市場として利用する
 住民に相当する駐車場の必要と、その
 程度を構想も、図面を描いて、その
 どうも、6月の予算に、向けて、4月
 の中旬に、ある程度設計を、その
 分、ある程度、その設計を、その
 どの位か、その、その、その、その、
 職権の場合、その、その、その、その、
 の考え方を、その、その、その、その、
 分、その市場の問題に、その、その、
 経済事業に、その、その、その、その、
 業から、その問題に、その、その、
 の、その、その、その、その、その、
 一般に、その、その、その、その、
 と、その、その、その、その、その、

8 番

4月上旬よりといたし、問が設計し。

市 長

ある程度、看回面をくわくわといふ意味
あり。

8 番

市場の方をいふが、～市長(口内)

8 番

＝これは、どういふ問が回面を作らねんか
しよう。

市 長

一応の業者の意向も聞いりおきたいとい
う意味にござります。＝ちかちか一方的におし
場合、市場のいりかたを、我々専門にはござ
りません、市場のさうさう(お方がいりやう
市場の人達の考えを入れたら)意味にござ
ります。

8 番

何人かの設計士の話を聞かす中。

市 長

飯の回面をいふが、何人かの設計士
のつくりは、さうか依頼する設計士。

281
施行するものは、出来はいいという標榜答弁が三
つある。その考え方がわかりにくい。又当初市長
の考えは知らず、マスタープランの変更。その辺は部
課長にどの程度指示を与え、それを検討する
標榜の指示を与えられた。又進められたものは
どの程度作業が進んで知られたのか。その辺は
説明願います。

市長

マスタープランのことは、法的に決まってい
た問題ではない。その改正という二
つも政府の都市計画法委員会に諮問したところ
のこと。一応その問題の今後の進め方について
は、新都市計法がまだ人権。それを従って一
応は進められたらいいかと思っております。
現在の我々の考え方も進めよう。法的に従って
その問題の検討については、その人権
である。今法的には、その人も施行細則
の問題は、その人権であると思っております。

市審

市長の市審の人の質疑に対して、新都市計
法と。その地主組合をつくらせ、その事業を
進められたという標榜答弁も、その中でお聞き
が、その辺は。

市長

その辺は、その整理も、そのこと。
その整理も、そのこと。

市 長

区画整理の方のやりがいがいいです。

8 番

それから今現在どこどこ大体計画されてお
りですか。地主組合がつかうという指導も言っ
てお。

市 長

いや、どこどこ申し上げたい。現在が地主
組合が満足してないところは二つございまして。

8 番

着た向の旧松村組跡の地主が区画整理
したいという様子。市への申請も合っている
という様子。話しは聞いているのですが、その辺
は市長の知らないところ。

市 長

その問題については、ある程度市でも
考えたいと思います。一応は今の新設課の方へ
進めたいと思いますが、課長に説明させていただきます。

8 番

どの程度進めたいと思いますか。

新設課長

初めに申し上げたい。向うの方の地主18%は
ない。中には、特約火災の。松村組の境

8 番

市史に所載中のとおり。先程の調査の所説
明に示すところ、松村組の債権関係が6月以降
3ヶ月にわたってございまして、しかし次年度は、その事
業が出来るといふ目途が立つております。
そのために、次年度予算に於いて、その計
画をいすね、実施計画をまっしぐらにしております。

市史

その部分の問題に対して把握して取り
かかると、検討していきたいと思っております。

8 番

これは、既に地盤は、4割掘削して、その後の
にもその系統をいすね、その吉永の段階をいす
て取りかかると、その市史が地盤掘削をつくら
せようとする態度を今後やっつけようという
方針をまっしぐらにしております。そういうことを
その早くその地盤を掘削助言をいすね、その
市史に於いて、その事業を進めたいと思っております。

市史

この通りかございまして、市史に於いて、
その問題に対して、単独に扱います。

8 番

政庁補助をいすね、対策をいすね。

市 長

区画整理の場合、政府補助もありまし、
一般のものに対しては、政府補助もありまし
その問題に対しては、どうも市の単独という
ことはできなからざる。先きの問題の訂正
のたしむる。

市 長

次年度の当初予算は、今のところ考えられ
ておる。

市 長

一応都計課と相談いたしよし。親のど
か位にたしむる。そのうらも検討いたしよし
と即答は出来ぬ。

都計課長

お答え申し上げます。松村建設地域は、会社
の合併により、貸費地の相当とらして取り
ます。約62,000ドンの貸費地と見えておるが、
地主は20人、その貸費地を担保にしたい、
約30,000ドンを龍野市の方で景付いたてた
い。龍野市が特別交付をうけて、予算
上は計上する。その間を今考えたいと
りておる。その間に、その間に、技術的援
助も、設計関係、或いは土地の問題等
が、具体的にいたして、どう考えたい
と。

8 審

もう一頁、前の場合の前方向の場合もこの
2. 1. / 道路の進出も、警察も近く、向も
区画整理地を組合をつくり、区画整理をす
る人だといつて、ある程度進めよう人だとい
うことを聞かされた話もございようが、その後
この問題に対しては、どうもいづれか又
現行の市政に任せて、この様な考え方を
持つておられる。その辺は聞かされた通り。

9 審

一応下部の方からこの問題は組合をつ
くってやりたから、指導はしてくれという事は、話
し聞かされておられる。この問題にどうして
は、どうも地主の方からどういふはたきかけ
していきたくて思つておられる。

8 審

どうも区画整理、七人七人地主組合をつ
くりたい、いわゆる市会が政策に据つておられる
様に、それを一日早く、実現させる努力して
いくべきだと思つておられる。
所業の、今までの経過から見て、市会
は議会に聞いて、その人だといふことをおし
たいとおられる。1951年14年半にわたる経過から
見て、その形式が、ある程度、おこな
うことが出来る様に、おこなう、おこなう積極
的に取りかかると、おこなうと思つておられる。
おこなう。

議 長

次は6番の稲福大正君の向(2)の都計と
公有水道の11の質問を討します。

6 番

都計課長にお願します。只今も新城
の方の都計問題がありまして、選挙区にお
きまして、都計事業の問題で最近話(0)が
あります、お伺いしたいと思っております。
佐藤下西原の都計事業に関して、いつ頃
から推進いたしますか、大体の見通し(0)ありませ
んかお伺いします。

都計課長

お伺いした質問の内容が解りかかりますか。
区画整理は1530、公園は1530。

6 番

都計事業を聞きますが、佐藤下西原の方は
区画整理地域に属するのでしょうか、都計事業
を推進する地域に属するのでしょうか。

都計課長

11、佐藤下地域は区画整理地域に属
するかどうか、現在新都市計法に基づ
ており、専断的調整という面から今市を17は
結論、いつ頃やりますかという着工の案は解りま
せんか、是非計法を1530の案で解ります。
それと関係なく申します。

新築調整

佐賀下地域の組合施行にて予定17期
と7期。1987年から1994年までの
間。

6 番

下は同じ13期。本土復帰以前は
見込Hが15期と13期と17期と。

新築調整

見込Hが15期と13期と17期と。不可能な
見込期あり。

6 番

その場合、本土復帰後に
と。本土の農地法との関係があり
地主の方では大変不便を
与える。その場合、地主組合
が、その場合、農地法の関係
がある。その場合、農地法の
関係がある。その場合、農地
法の関係がある。その場合、
農地法の関係がある。その
場合、農地法の関係がある。

新築調整

17期。現在この地域は、
17期と13期と17期と。
新築調整が建築の調整
と17期と13期と17期と。

色々と17期と13期と17期と。
組合施行 或いは

個人施行イヤリ大に申し出があり。よしから、
 一応これは首野清市氏の割申せつけたい。区画整
 理の組合せから、組合施行の認可と。個人イシ
 う個人施行の認可への申請書を出し。現段階
 は、新都計画法の策定ハ一先懸命にござりま
 せん。政府の方は、認可はあつて早くつた。遅く
 ければ、申し出をすけ小でも、申請のついでに許可
 があり着工したいがよいとせ人のぞ。

6 番

ようす。出来さだめの所協力を頼むの
 たいです。
 今ももう一ツ頼むたいです。都計の中公園計
 画のこともありたいから所説明願うたいです。

都計課長

現在このお話を私が申し上げたい。二
 ちりの方は首野清市氏の10ヶ所の公園予定地が
 ござります。これをいかに施行すべきかというの
 は新法の新しい法律にござります。小でも、公
 聴会を開きたい。市民の意見を都計計画に反映
 するという面から市民の意思も聞きたい。公園制
 度制定をせんとく人談です。現段階では、公園
 指定地域が貸借権もいらない。建築の制限は
 ない。知りたいた小でも、例えは永久構造物は
 ない。容易に撤去できる木造の許可はあり
 せん。小でも、今のついでに公園施行のついで
 二ちりの方は、これをいかにござります。19
 92年設けたい都計画にござります。

b 番

地域を指定し、4 = 3日何ヶ所 = 5ヶ所

都計課長

10ヶ所あり、場所を説き上げ、和申上げ
のり、前市史の時代に訂正の中に入る
もの表し、この訂正

b 番

1 = 3日何ヶ所を依頼する

都計課長

1番目 近隣公園 4ヶ所、宇野高上後原
と甲斐原の一部 4,200 平方メートル
2番目 近隣公園 4ヶ所、宇野高の西表
原山 2,000 平方メートル
3番目 近隣公園 4ヶ所、神楽公園 = 4ヶ所、普天
間後原 4,600 平方メートル
4番目 宇野高記念堂の一部、= 4ヶ所 = 地
区 = 2,500 平方メートル
5番目
宇野新城 4ヶ所 = 4ヶ所 = 地区 =
4,800 平方メートル
6番目 宇野作後原の一
部、伊佐の碑文 5,600 平方メートル
7番目 宇野大山の嶽文
作後原の一部、= 4ヶ所 12,000 平方メートル、宇野
兜蔵公園 4ヶ所、宇野大山の嶽文後原の一部、加
良原の一部 4ヶ所

未記し、先程10ヶ所を申上げ、20ヶ所

新市案の採否はごさいです。新市の建設は甲乙に
分ります。

b 審

この市は、大連市に相当する。相当の広範囲にわた
り、建設費は、その市に負担するに相当する。新市の
建設は、その市に負担するに相当する。新市の建設は、
その市に負担するに相当する。新市の建設は、その市に
負担するに相当する。新市の建設は、その市に負担する
に相当する。新市の建設は、その市に負担するに相当
する。新市の建設は、その市に負担するに相当する。

市長

この新市建設は、その市に負担するに相当する。新
市の建設は、その市に負担するに相当する。新市の建設
は、その市に負担するに相当する。新市の建設は、その
市に負担するに相当する。新市の建設は、その市に負担
するに相当する。新市の建設は、その市に負担するに
相当する。新市の建設は、その市に負担するに相当する。

b 審

この新市建設は、その市に負担するに相当する。新
市の建設は、その市に負担するに相当する。新市の建設
は、その市に負担するに相当する。新市の建設は、その
市に負担するに相当する。新市の建設は、その市に負担
するに相当する。新市の建設は、その市に負担するに
相当する。新市の建設は、その市に負担するに相当する。

市長

この新市建設は、その市に負担するに相当する。新
市の建設は、その市に負担するに相当する。新市の建設
は、その市に負担するに相当する。新市の建設は、その
市に負担するに相当する。新市の建設は、その市に負担
するに相当する。新市の建設は、その市に負担するに
相当する。新市の建設は、その市に負担するに相当する。

1. 初回: 個人の意見を聞いてもらう。その
の賛否はあくまで参考。その規制は出来るだけ
つぎの年度の話をやる。本土話の話を
採らざるを得ない。個人の意見を聞いて
おく。と思える。

6 番

今年度の調査は21日。そのうち10日に
3日ある。

7 番

これは今のところ調査は出来ない。法律
で決まるとする。

6 番

これは、もっと話しを小さくして同じ
高台の高台の天棚がある。その中
で場所がある。これは、その
中にある。

高台の調査

高台の方は、調査は出来ない。

6 番

これは、向うが直接出来ない。これは、
その中にある。

高台の調査

これは、承諾書が入らない。

b 審
承諾と云う事は、かつたも云う事と云う事か。

翻る譯受
その事と云う事か。

b 審
無償と云う事か。その事か。

翻る譯受
無償とはいついふ事か。

b 審
無償と個人財産を既に獲得した事と云う事か。

翻る譯受
それは、便所の場合も全部入って取り出す。

b 審
既に用事と云う事か。地主はいつの間にか、仕方なく承諾したと云う事は、承諾して取り出す事か。しかしそれは個人財産をいふ事か。市のものは、市が持つ事か。公費の支出は、公共の利益のためと云う事か。費用は、その事か。

翻る譯受、へ、よく解りました。

ら 審

市史といふ。これを建設した当時から数字に作り出す。その問題に対してどうお考えになりますか。

市 史

はっきりした事は解りませんが。この問題に対しては、数字の区民が誘致した人じやないかと思つた。その誘致は運輸の一生懸命の努力でこの問題は観光事業といふ。数字にプラスになるように考えよう。

ら 審

いや。現時点に於いては。個人所有地をなくして。公共用地。施設をのこす。現時点に於いて。

市 史

その時々の契約に依り出す。現実にかつては。それを継続して行く人じやないかと思つた。

ら 審

別に資料はない。その後の調査の調査の結果がどうなるかを待つておきます。

市 史

理屈はよく分るが。

ら 審

市史の市史の対話を元々。するに。

うらなうい初られまが。果い。≡わ同題の個人の
承諾が得られまが。その。不徳に思つたし
やせん。いすれまが。お手を捐すに。新巻を
物にすまが。思つたまが。その果一つ。

議 案

休憩の時間 (午後6時)

議長

再開いたします(午後6時10分)

次は4番の天久盛雄君の1番と2番の質問を続けて許します。

4番

私の1番の質問を行ないます。1番の一般質問についてと「う」とです。非常にきょうな議題になっておられます。一般質問と「う」は、我々が公式の議会であるが、市民から要望なり或いは市政の方向づけとか、そういうものを解る部分、或いは解らん部分を算して、反映させると「う」意味に過ぎずして、重要な事であり得ます。我々が今期になってから2回の一般質問をやったのであります。当局は先程の何番さんからの質問の中におりましたか、そのとり方が十分でないと、当局は、と「う」ような指摘もあった訳であります。そこにおいて、過去一般質問を終った訳ですが、定例会のたびにおりました。そこにおいて、一般質問が終ってから検討するとか、或いは要望に答えるとか、或いは約束したとか、努力するとかと「う」ような言葉で非常にその一般質問を切りつけておられるようであります。一般質問が終りました。会期が終りました。これに対して、当局はど「う」取り組み方をされておられますか。一応、一般質問が終つて、それに対して、

議事を終つてからでも検討されたことか
あるかどうかですね。又検討するといふこ
とをやつたことがあるかどうか。これが一
般質問はこれは我々は終りに近
づいてやつてあるとんだから質問のしつぱ
なして、自分が質問したのもどつた
かも解らん又、当局もそれに対して、全然
答えてくれない。又、そういう形でもな
んだが、一体、一般質問を受けて、それを
検討したことがあるかどうか、それが聞か
せてもらふと思つてます。

市長

一般質問に対しては、その質問に対して
お答えした通りでござつてますが、予算に反
映するものが、予算に反映してあるものも
あると思つてます。例えば質問をされても、
この質問に対して、実際にこの何年度にあ
いて、可能、不可能のものも沢山ござつて
ます。そういう意味にありますして、各議員さんか
ら出された一般質問に対しては、執
行部といたしましても十分従来も取り入
れて、実際に取り入れられるものは、取り
入れてありますし、又予算があまり莫大の
ものに対しては、これは、時期が解決
していくんじゃないかと思つてます。

4番

そういう予算とか、そういう人でなくて、或

24
いは、検討するとか、努力するとかというおぼ
んまりに、こつてはきりぬけておられるようで
すが、検討するにも、検討したかどうかは
解らない訳です。又、こういうものを調査
してあるというのをただきりぬけたという
程度であって、例えは私だけが問題にあ
って、過去二回にわたって、キビ火田の焼
失の問題、或いは那覇市の下水道の問題、
或いはこの前、下水道の違法請負の問題と
か、或いは新土地調査で生じた軍用地内
の土地の問題とか、色々な問題を質問し
て検討するとかということも言われて、それな
りのつづりで、どうして検討したか、或
いは、どう処理したかという結果がまだ我
々にも一般質問をやってからの、まだはわ
かなくて来てない訳です。検討されたかど
うか、そこが私、非常に疑問に思ってお
る人ですが、ただ聞きっぱなしである、いや
しくもこの議会で議場で我々住民を代表
して質問をしてあるのでありますので、それに対
して、検討するならば十分なる検討、これはでき
るならできると、或いはこの事は努力するとかいう
ことであれば、こうなっておるということを次
の議会なりで報告があるべきだと思っております
が、もしも過去二回しかやっておりませんので、
今日も含めて、三回でありますか、今日の問
題にあきましても、そういう検討するとか、或
いは、皆さんがこの問題はどうかと、取
り組んで、その結果をある程度知らせても